

2014年5月

インド新会社法(Companies Act, 2013)について

インドにおいて、昨年8月に the Companies Act, 2013 (以下「新会社法」といいます。)が国会で可決されました。その後、同年9月12日に新会社法の470の条文のうち99の条文が施行され、また、本年3月下旬にはパブリックコメントを経て確定した規則(Rules)の大部分が公開され、本年4月から多くの条文(昨年9月に施行された条文に加えて新たに183の条文)が施行されました(Sick Company、M&A・組織再編、清算などの一部の規定は未施行のままです。)

確定規則の下では、特に公開会社に対するコーポレートガバナンスが強化されている反面、非公開会社については、法改正の影響は限定的と思われる。

以下、特に日系企業へのインパクトが大きいと思われる改正点に絞って解説致します。

1 独立取締役(Independent Director)について

新会社法において、旧法(the Companies Act, 1956、以下同じ。)には存在しなかった独立取締役という新しい制度が導入され、適用のある会社については取締役の業務執行に対する監督が強化されました。独立取締役の資格要件は非常に詳細に定められているため、ここでは詳述を避けませんが、厳格な独立性が要求されており、当該会社や関連会社の役員や従業員、取引先、外部アドバイザー等の観点から当該会社と関係を有しているため少しでも経営陣に意見しにくいような関係にある者は選任要件を満たさないと考えられます。このため、独立取締役の設置義務のある会社にとっては適任者の発掘に相当の苦労を強いられることになると考えられます。

独立取締役の設置義務が発生する類型としては、①原則的な類型(以下「メインルート」といいます。)、②指名・報酬委員会の設置に伴う類型(以下「指名・報酬ルート」といいます。)、③監査委員会の設置に伴う類型(以下「監査ルート」といいます。)、④CSR委員会の設置に伴う類型(以下「CSRルート」といいます。)の4類型があります。

各ルートを經由した独立取締役の設置義務の対象となる会社および内容は次のとおりです。

ルート	設置義務のある会社	独立取締役の人数
メインルート	(1)上場公開会社 (2)非上場の公開会社で、①資本金1億ルピー以上、②売上高10億ルピー以上、又は③負債総額5億ルピー超の会社	(1)の場合は取締役総数の3分の1以上 (2)の場合は2人以上
指名・報酬ルート	メインルートと同じ	指名報酬委員会の委員の員数の過半数
監査	メインルートと同じ	監査委員会の員数

ルート		の半数以上
CSRルート	①純資産50億ルピー以上、②売上高100億ルピー以上、又は③純利益5000万ルピー以上の全ての会社	1人以上(ただし、メインルートにおける独立取締役設置義務の要件を満たさない非上場公開会社又は非公開会社は免除)

上場公開会社に関しては、新会社法施行前においても、上場契約の規定により独立取締役の設置義務が課されておりました。しかし、新会社法と上場契約では、独立取締役の資格要件が異なっており、上場契約上の独立取締役が必ずしも新会社法上の独立取締役として認められるとは限りません。

また、非上場の公開会社については、必ずしも無条件に独立取締役の設置義務の対象となるわけではありません。しかし、独立取締役の設置義務が課される要件は比較的安く設定されているため、多くの非上場公開会社は独立取締役の設置義務の対象となるものと思われます。

他方で、従前まで公開されていた規則案では、CSRルートを經由することで、非公開会社にも独立取締役の設置義務が課される余地が存在しました。しかし、今回公開された確定規則の下では、メインルートにより独立取締役設置義務を課されない会社は、独立取締役を構成員としないCSR委員会を設置することが認められることになりました。それゆえ、結果的に非公開会社に対して独立取締役の設置義務が課される余地はなくなりました。

なお、以下のとおり、既存会社との関係では、4つのうち2つのルートには猶予期間が設けられていますが、指名・報酬ルートには猶予期間が設けられていませんので、多くの非上場公開会社は新会社法施行に伴い直ちに独立取締役を選任しなければなりません。

ルート	新会社法施行前に設立された会社	新会社法施行後に設立された会社
メインルート	施行から1年間猶予	猶予期間なし
指名・報酬ルート	猶予期間なし	猶予期間なし
監査ルート	施行から1年間猶予	猶予期間なし
CSRルート	猶予期間なし	猶予期間なし

2 指名・報酬委員会(Nomination and Remuneration Committee)について

指名・報酬委員会は、取締役の指名や報酬について基準等を決定することで経営陣に対する監督を及ぼそうとするものです。

指名・報酬委員会の権限・職務の概要は以下のとおりです。

【取締役の指名に関するもの】

- 一定の基準に従い誰が取締役になる資格を有するか、また誰がシニア・マネジメントに選任されるかを特定する。
- 取締役会にその選任や解任を提案する。
- 取締役のパフォーマンスを評価する。
- 取締役の資格、特質及び独立性に関する基準を定める。

【取締役の報酬に関するもの】

- 取締役、重要な管理職、その他従業員の報酬に関するポリシーを作成し、取締役会に提案する。
- 利益が不十分であるにもかかわらず取締役に報酬を支払う場合には、指名・報酬委員会の承認が必要とされる。

旧法の下では、指名・報酬委員会と同様の機能を担うものは存在しませんでした。それゆえ、指名・報酬委員会の設置義務の対象となる会社は、新会社法の施行に伴い、旧法の下では存在しなかった未知の組織の設置を強いられることとなります。

すなわち、旧法では、資本金 5000 万ルピー以上の公開会社には報酬委員会の設置義務がありました。ただ、その構成(上場公開会社の場合のみ、3 人以上の非業務執行取締役で構成することが要請される)や権限(利益が不十分であるにもかかわらず取締役に報酬を支払う場合には報酬委員会の承認が必要とされるという権限のみ)は、新会社法における指名・報酬委員会とは異なります。

また、指名委員会は、旧法下では存在しません。新会社法の下で、初めて取締役の指名に関して監督が及ぶようになったこととなります。

3 監査委員会(Audit Committee)について

監査委員会は、監査人(Auditor)の独立性を確保すること等を通じて経営陣に対する監督を及ぼそうとするものです。

監査委員会の権限・職務の概要は以下のとおりです。

- 監査人の選任、報酬、任期の提案
- 監査人の独立性、職務の遂行状況、監査の効率性の監視
- 財務諸表及び監査報告書の精査
- 会社の関連者との取引の承認・修正
- 会社間のローン・投資の精査
- 会社の事業・資産の価格評価
- 財務報告に関する内部統制・リスクマネジメント体制の評価
- 公募により調達した資金の使途の監視

旧法では、資本金 5000 万ルピー以上の公開会社には監査委員会の設置義務があり、その構成(3 人以上の取締役に構成し、3 分の 2 以上は非業務執行取締役)、権限等は、新会社法における監査委員会と類似しています。

また、上場公開会社には、上場契約の規定により、従前から監査委員会の設置義務が課されておりました。この上場契約上の監査委員会の構成は、3 人以上の取締役であ

って、かつその 3 分の 2 以上が独立取締役であることが要求されており、新会社法における監査委員会の構成と類似しております。上場契約上の監査委員会の権限も新会社法における監査委員会のそれと類似しております。

以上から、上場契約における独立取締役と新会社法における独立取締役の資格要件が異なることを除けば、監査委員会については概ね新会社法施行前とそれほど大きな変化はないものと思われれます。

4 CSR 委員会(CSR Committee)について

CSR 委員会とは、会社による CSR 活動の適正な遂行を確保するための組織です。CSR 委員会の設置義務が課される会社は、直近 3 期の平均純利益の 2%以上に相当する金額を新会社法上 CSR 活動として認められる活動のために支出しなければなりません。このような金額の支出義務が CSR 義務の内容となります。

CSR 委員会の設置義務のある会社は、上述のとおり、①純資産 50 億ルピー以上、②売上高 100 億ルピー以上、又は③純利益 5000 万ルピー以上の全ての会社です。非公開会社であっても、CSR 委員会の設置義務が課される余地があります。特に③純利益 5000 万ルピーという基準は多くの会社が充足すると思われるので、ご留意ください。

CSR 委員会及び CSR に関する取締役会の権限・職務の概要は以下のとおりです。

【CSR 委員会の権限・職務の概要】

- CSR ポリシーを作成して、取締役会に提言する。
- CSR 活動のため支出する金額を提言する。
- CSR ポリシーを監視する。
- CSR 活動の実施状況に対する透明な監視メカニズムを構築する。

【取締役会の権限・職務の概要】

- CSR ポリシーの承認及び開示
- CSR 活動の実施
- 直近 3 期の平均純利益の最低 2%を CSR 活動に支出する。

旧法の下では CSR 義務や CSR 委員会という概念が存在しませんでした。

上場公開会社に関しては、上場契約の規定により Business Responsibility Report の提出義務が課せられる場合があり、そこには新会社法における CSR 委員会の活動内容と類似した事項の記載が事実上求められております。しかし、Business Responsibility Report の提出義務の対象となるのは時価総額上位 100 社のみに限定されておりました。そのため、多くの上場公開会社にとって新会社法上の CSR 義務や CSR 委員会は未知のものとなります。

このように、上場・非上場、公開・非公開を問わず、多くの会社が、新会社法の施行に伴い、CSR 義務の対象となり、CSR 委員会という未知の組織の設置を強いられることとなります。

5 みなし公開会社について

インドの会社法においては、旧法でも新会社法でも、「みなし公開会社」という概念が存在します。

みなし公開会社とは、ある会社が非公開会社の要件を満たしていても、その親会社が公開会社である場合には、当該子会社は公開会社とほぼ同様の厳格なコンプライアンスを要求されるという制度です。

みなし公開会社に関する条文解釈は複雑ですので、ここでの詳述は避けませんが、結論的には、新会社法によりみなし公開会社制度が変更されたため、旧法の場合に比べて、新会社法の下では、日本企業がインドの現地企業との合併会社を設立する際にマジョリティをとりやすくなる可能性が高いです。

すなわち、旧法の下では、外国企業がインドの現地企業との合併会社を設立する際に、外国企業がマジョリティを持つ際には、ほぼ全ての場合、そのインド子会社はみなし公開会社となってしまう（なお、外国企業の完全子会社であるインド子会社については例外的にみなし公開会社には該当しませんでした。）。これに対して、新会社法の下では、素直に条文を解釈する限り、外国企業が親会社となる場合には、例外なくそのインド子会社はみなし公開会社にはならないこととなります（以下「A 説」といいます。）。他方で、外国企業が親会社となる場合には、例外なくそのインド子会社はみなし公開会社になるという全く逆の帰結を採る見解も主張されています（以下「B 説」といいます。）。

上述したとおり、独立取締役、指名・報酬委員会、監査委員会の設置が公開会社のみ要求され、これらの負担は相当重くなることが予想されます。このため、A 説と B 説のいずれが実務上の定説になるかで、新会社法が日本企業に与える影響は大きく異なってきます。それゆえ、この論点の帰趨は多くの日本企業にとって非常に重要な意味を持ちます。

現状では A 説の方が B 説よりも有力であり、日本企業にとって好ましい方向に流れておりますが、まだ確定したわけではありません。この点について、近くインドの政府当局が公式見解を発表すると言われておりますので、その動向を注視することが必要です。

6 各社の対応策

インドの会社は、概ね①上場公開会社、②非上場公開会社、③非公開会社（合併会社形態）、④非公開会社（100%子会社形態）の4種類に分類が可能です。以下では各類型ごとに対応策を検討いたします。

(1) 上場公開会社の場合

上場会社とは、国立株式取引所(NSE)やボンベイ株式取引所(BSE)などインド証券契約規制法第2条(f)に規定されている一定の株式取引所にその証券を上場している会社のことをいいます。

なお、上場会社であれば必ず公開会社となりますので、「上場公開会社」と表現することもあります。本稿では「上場公開会社」という表現に統一させていただきます。

上場公開会社の場合、以下の点について、留意・対策が必要です。

● 独立取締役

上場公開会社の場合は、上場契約の規定に従い独立取締役が設置されているはずですが、しかし、上場契約上の独立取締役と「新会社法上の独立取締役」とは、その資格要件が異なります。それゆえ、上場契約では独立取締役に就任することができた人物であっても、必ずしも「新会社法上の独立取締役に」就任できるわけではありません。

従って、まずは上場契約の規定に従って現時点で独立取締役に就任している人物が「新会社法上の独立取締役」として認められるか否かを確認し、認められない場合には、適任者を別途探す必要があります。

● 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、旧法および上場契約のいずれにも存在せず、新会社法により初めて導入された制度です。

このため、制度の内容を理解し、自社にとって最適な構成の指名・報酬委員会を設置する必要があります。

● CSR 義務(CSR 委員会など)

上場公開会社であればほとんどの場合 CSR 委員会の設置義務の対象になると思われます。それゆえ、CSR 委員会を設置した上で、新会社法の規定に従って CSR 義務を果たさなければなりません。他方で、周辺住民との融和等の観点から、既に一定の社会貢献を行っている会社も多いと思われます。

そのような会社との関係でポイントになるのは、①新会社法が要求する構成員等に関する要件に従って CSR 委員会を設置すること、②現状実施されている社会貢献活動が、その活動内容の観点から新会社法上の CSR 活動として認められるか否かを確認し、認められないようであれば、新会社法の要請に合致するように調整すること、および③現状実施されている社会貢献活動が新会社法上の CSR 活動として認められると考えられる場合には、現状の社会貢献活動に対する支出予定額が新会社法の要請(直近3会計年度の平均純利益の2%以上)を充足するか否かを確認し、必要に応じて調整することの3点になります。

実作業としては、上記①の観点を踏まえて CSR 委員会を設置した後、当該 CSR 委員会に、現状実施されている社会貢献活動をベースに、上記②および③の観点を踏まえた CSR ポリシーを策定させ、取締役会において同ポリシーを承認した上で、同ポリシーに従って社会貢献活動を継続していくということになるかと思われます。

なお、誤解が多いようですが、CSR 義務は、2014-2015の会計年度において既に発生しており

ます。そのため、上記の対策は緊急に採らなければならぬものである点にご留意ください。

(2) 非上場公開会社の場合

非上場公開会社の典型例としては、本稿 3 頁左側の 5 で上述したみなし公開会社が挙げられます。

繰り返しになりますが、みなし公開会社とは、ある会社が非公開会社の要件を満たしていても、その親会社が公開会社である場合には、当該子会社は公開会社とほぼ同様の厳格なコンプライアンスを要求されるという制度です。

例えば、日本企業とインドの公開会社が合併を組む際に、インドの公開会社がマジョリティを獲得し親会社となれば、その子会社である合併会社はみなし公開会社となります。

非上場公開会社の場合には、以下の点について、検討・対策が必要です。

● 非公開会社化の検討

公開会社のみを対象とし、非公開会社であれば対象にならない新会社法上の義務は相当数存在します。そのような義務の中には、独立取締役、指名・報酬委員会、監査委員会の設置義務を始め、会社にとって重い負担になると予想されるものも相当数存在します。それゆえ、これらの重い負担を回避する観点から、現状のままでは公開会社となる会社の非公開会社化の可否を検討する価値は十分あります。

特に、日本企業がマジョリティを持つ形で設立された合併会社については、比較的容易に非公開会社化することができるので、非公開会社化の検討をお勧めします。このような会社は、旧法においては基本的にはみなし公開会社として取り扱われておりましたが、新会社法においてはみなし公開会社には該当しないとされる可能性が高いため、非公開会社化に要求されるのは一定の形式的な手続のみである反面、それによって公開会社に特有の重い負担を回避できるという大きなメリットを享受することができるからです。

ただし、これは飽くまで A 説(本稿 3 頁左側の 5 をご参照ください。)に立つこと前提とした議論ですので、ご注意ください。

● 独立取締役

公開会社の多くは新会社法上の独立取締役の設置義務が課されるものと思われます。

その様な場合には、早急に独立取締役の適任者を探す必要があります。

● 指名・報酬委員会、監査委員会、CSR 委員会

上場公開会社の場合とほぼ同様ですので、こちらをご参照ください。

(3) 非公開会社(合併会社)の場合

例えば、日本企業とインドの現地企業が合併を組む際に、出資比率や取締役の選任などについて両者が完全に対等になる条件を設定した場合、あるいは合併パートナーであるインドの現地企業が非公開会社であって、かつマジョリティ

を獲得し親会社となった場合の合併会社が、非公開会社の典型例となります。

非公開会社に対する新会社法の施行に伴う影響は、公開会社に比べて限定的です。

しかし、少なくとも以下の点については、留意・対策が必要です。

なお、繰り返しになりますが、インド現地の日系企業が公開会社と非公開会社のいずれに該当するかについては本稿 3 頁左側の 5 で言及した A 説と B 説の対立の帰趨に大きく影響されることはご注意ください。

● 合併契約の修正等

新会社法においては「非公開会社」の定義が変更され、その結果、非公開会社の要件としての附属定款記載事項が旧法のそれとは異なります。

それゆえ、新会社法の下でも非公開会社でありつづけるためには、新会社法の要請に従う形で附属定款の規定を修正する必要があります。

また、附属定款の規定によって挙手による決議の原則を排除することができなくなったことへの対策も必要です。すなわち、旧法でも新会社法でもそうですが、インドの会社の株主総会の決議方法は原則として挙手とされており、挙手による決議の問題点は、出資額に関係なく、株主の人数によって決議の成否が決まってしまうことです。他方で、投票による決議という決議方法を採用すれば、日本の会社の場合と同様に、株主の人数ではなく、出資額によって決議の成否を決することができます。

しかし、投票による決議は飽くまでも例外的な方法であり、これを採用するには一定の手続が要求されます。この投票による決議を非公開会社が実施するための手続としては、旧法の下では 2 種類用意されておりました。一つは、①株主総会が開催される度に、一定の条件を満たす株主が投票による決議の実施を株主総会議長に対して要求するという手続です。もう一つは、②当該会社の株主総会の決議方法は挙手ではなく、投票による旨を予め附属定款に規定しておくという手続です。①の手続は株主総会ごとを実施することが必要であり、手間でもありますし、手続を採り損ねた場合のリスクもあります。これに対して、②の手続は、一度附属定款で決めてしまえば、株主総会における決議方法は自動的に投票による決議ということになり、手間がかからず、かつ手続を採り損ねるリスクもありませんでした。そのため、多くの非公開会社は②の手続を採用している場合がほとんどでした。

しかし、新会社法においては、文言を素直に解釈する限り、上記②の方法は認められないことになってしまいました。仮に附属定款に挙手による決議の原則を排除する旨の規定を設けても、新会社法の下では、そのような規定は無効とされるものと思われます。それゆえ、新会社法の下では、投票による決議を実施するためには、非公開会社であっても①の手続を踏むことが必要です。そのため、例えば、

①の手続を踏み損なった、あるいはその疑いがある場合、その株主総会における決議事項の有効性を合併パートナーが争ってくる等のトラブルが発生するリスクがあります。

このようなリスクへの対応策として、例えば、株主総会が開催される度に、両当事者が投票による決議を実施するための手続を採るべき義務がある旨をあらかじめ合併契約に規定しておくことが考えられます。

● CSR 義務(CSR 委員会)

公開会社に限られず非公開会社であっても、新会社法の要求する一定の基準を満たせば、CSR 義務の対象になります。

特に純利益 1 億ルピー以上という基準は比較的緩やかですので、ご注意ください。

対応策の内容は、上場公開会社の場合と基本的に同様ですので、本稿 3 頁右側の(1)をご参照ください。

ただし、上場公開会社や非上場公開会社の場合と異なり、非公開会社に関しては、従前から社会貢献活動を行っていない場合もあろうかと思えます。その様な場合には、CSR 活動の内容を一から模索しなければならないこととなりますので、ご注意ください。

(4) 非公開会社(100%子会社)の場合

多くの日本企業のインド子会社は 100%子会社の形態をとると思われれます。

その一因として、旧法の下では、外国会社のインド子会社のうち 100%子会社に限り、例外的にみなし公開会社となることを免れることができたことが挙げられます。

本稿 3 頁左側の5で言及した A 説に立つ限り、このようなタイプの会社は、新会社法の下においても、非公開会社であるため、非公開会社(合併会社)の場合と同様に、その施行による影響は限定的です。

留意・対策が必要となる点も基本的には非公開会社(合併会社)の場合と同様ですので、本稿 4 頁右側の(3)をご参照ください。

ただし、次の在任取締役に関しては、非公開会社(合併

会社)の場合には、インドの合併パートナーに適任者を探してもらえるのでそれほど問題にならないことがほとんどであるに対して、非公開会社(100%子会社)の場合にはそのようなことが期待できないので、何らかの対策を講じなければなりませんので、ご注意ください。

● 在任取締役

公開・非公開を問わず、また事業規模の大小も問わず、全ての会社は、前暦年において 182 日以上インドに滞在していた者を最低 1 人取締役(いわゆる在任取締役)として選任する必要があります。

今後 100%子会社を設立しようとする場合や最近設立された 100%子会社の場合には、在任取締役の資格要件を満たす者が内部にいないことがほとんどであると思われれます。その様な場合、別途外部から在任取締役の適任者を探してくる必要があります。

ⁱ 非公開会社(Private Company)・公開会社(Public Company)は、上場公開会社・非上場公開会社とは異なる概念ですので、非上場の公開会社というタイプの会社も存在します。非公開会社や公開会社の定義は、会社法(旧法・新会社法いずれも)にそれぞれ定義があります。新会社法においては、非公開会社とは、10 万ルピーないし別途規則で定めるより高い金額以上の払込資本金を有する会社であって、以下の事項を定款で定めている会社をいうとされており、定款で定めなければならない事項は、①株式譲渡の制限、②一人会社を除き、株主の人数が 200 人以下であること(ただし、従業員については一定の例外あり)、③会社の証券への申込みの公募を禁止することの 3 つとされています。また、公開会社とは、非公開会社以外の会社であり、かつ、50 万ルピーないし別途規則で定めるより高い金額以上の払込資本金を有する会社をいうとされています。さらに、非公開会社ではない会社の子会社は、定款上非公開会社として存続している場合であっても、公開会社とみなされるとされています。

【執筆者】パートナー 弁護士 酒井 大輔

http://www.kitahama.or.jp/japanese/lawyer/j_sakai.html

【執筆者】弁護士 奥野 剛史

http://www.kitahama.or.jp/japanese/lawyer/j_okuno.html

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大 阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130・9550

〔東 京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福 岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所

〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>